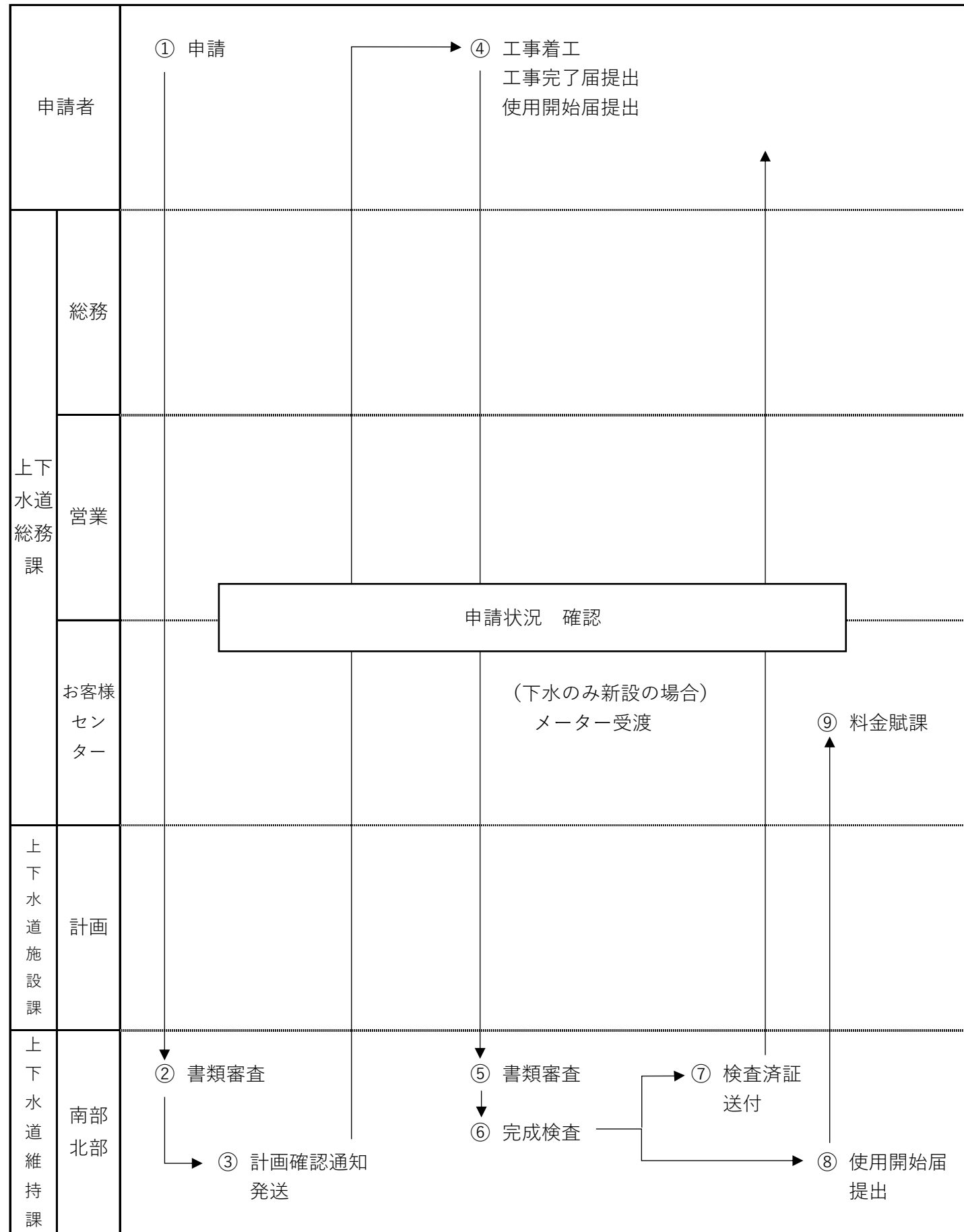


# 事務処理フロー図

(令和5年2月14日現在)

事務名： 排水設備等工事の申込及び下水道使用料の賦課

北杜市下水道条例、北杜市下水道条例施行規程、北杜市農業集落排水処理施設条例、  
根拠法令： 北杜市農業集落排水処理施設条例施行規程



項番	項目	説明
①	申請	申請者より「排水設備等計画確認申請書」の申請を受け付けます。
②	書類審査	提出された申請書類の内容や添付書類の審査を行います。
③	計画確認通知 発送	「排水設備等計画確認通知書」を交付します。
④	工事着工 工事完了届提出 使用開始届提出	工事に着手してください。 工事完了から5日以内に、「排水設備等工事完了届」を提出してください。 併せて、「公共下水道使用開始届」を提出してください。
⑤	書類審査	提出された届出書類の内容や添付書類の確認を行い、不備等がなければ受理いたします。
⑥	完成検査	排水設備工事の完成検査を実施します。
⑦	検査済証送付	完成検査実施後、「排水設備検査済証」を申請者に送付します。
⑧	使用開始届提出	完成検査の結果を「公共下水道使用開始届」に記入し、お客様センターに提出します。
⑨	料金賦課	上下水道維持課より「公共下水道使用開始届」を受け取り、端末機で受付処理を行い、お客様の情報をデータベースに登録し、下水道使用料の賦課手続きを行い、納入通知書を発行します。